

下記の事項については、基本的な対応であり、安全面を最優先して行動する。
欠席等の連絡は、Classi または電話で行う。

登校前の判断(在宅時)

- 1 学校所在地又は居住する自治体に防災気象情報警戒レベル4以上又は各自治体の避難指示以上の発令時の対応(警報:大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・津波・土砂災害)
 - (1) 午前6時の時点で発令されている場合は、生徒は登校しない。
 - (2) 午前11時の時点で発令が解除されていない場合は、臨時休業とする。
 - (3) 午前11時までに発令が解除された場合は、解除された時点で生徒は当日の授業準備を行い、安全を確認後登校(安全が確保できない場合は登校しない)する。
 - (4) 定期考査期間中、午前6時の時点で発令されている場合は、定期考査を延期する。
 - (5) 警戒レベル3については通常登校を原則とするが、**島原市に避難指示又は**居住地や通学路での安全が確保できない場合は、登校しない。
- 2 公共交通機関が運休等の場合
 - (1) 午前6時時点で運休等の場合は、自宅待機する。運行が再開された場合は、当日の授業の準備を行い、安全に気を付けて登校する。
 - (2) 午前11時時点で運休等の場合は、自宅学習等を行う。
- 3 自宅被災時(避難準備・指示等も含む)

火災、床下浸水、地震等による家屋倒壊時の被災を受け登校できない場合は、安全を確保したうえで、できるだけ早く学校に連絡する。

登校中に上記の警報が発令された場合

- 1 登校中に登校前の判断1の警報が発令された場合、あるいは登校中に危険や困難を感じた場合は、各自状況を判断して無理に登校せず、そのまま帰宅するなど安全を優先した行動をとる。
- 2 連絡可能な場合は、速やかに学校へ連絡する。
- 3 連絡が困難な場合は、連絡手段を確保した段階で学校へ連絡する。

登校後に上記の警報が発令された場合

- 1 登校後に登校前の判断1の警報が発令された場合は、学校が交通機関の運行情報等を把握し必要に応じて授業を切り上げるなどして早めの下校を促す。その際はメールメイト、または担任あるいは本人が電話で保護者に連絡する(安全が確保できるまで学校に待機させる場合もある)。
- 2 災害の可能性が事前に予測される場合は、前日のホームルーム、本校ホームページ、メールメイト、電話等の手段で対応について連絡する。

部活動等の遠征の場合

集合時間の変更及び遠征の取りやめ等は、前日までに判断し、各部顧問から生徒へ連絡する。